

【T-400】「利用規約」変更のお知らせ

平素は『T-400』をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、ご提供させていただいております T-400 サービスの利用規約を下記のとおり変更いたします。

変更後の利用規約は 2026 年 7 月 31 日(金) より、従来からのユーザー様も含めまして適用させていただきます。

■変更日

2026 年 7 月 31 日(金)

■改定理由

今回の改定は、個人のお客様が当社 Web サイトからお申込みいただき、クレジットカード決済でご利用いただく新プラン「個人プラン」を新設することに伴うものです。

個人プランの提供にあたり、特定商取引法(申込内容の確認・表示義務、クーリングオフの適用関係等)および消費者契約法(消費者保護に関する規定)への対応として、契約の成立要件、料金・決済方法、契約期間・自動更新、解約、返金、免責・損害賠償の範囲、管轄裁判所等について、必要な規定の追加・明確化を行うものです。

本メールを受け取った皆さまのご契約で、「個人プラン」に該当するものではありません。

■利用規約

現在: https://www.jukkou.com/z/download/kiyaku_UI.pdf

改定後: https://www.jukkou.com/z/download/kiyaku_draft0731.pdf

■変更箇所

個人プランのみに該当する箇所は●、既存契約のお客様にも該当する変更箇所は◎となります。

【第 1 条 (適用)】

● 3 項を追加:

個人プランの利用契約は、個別の契約書を締結せず、本規約ならびに当社 Web サイトおよび「特定商取引法に基づく表記」に表示する条件に基づき成立するものとしました。

【第 2 条 (定義)】

● 3～6 項を追加:

個人プラン新設に伴い個人プラン」「消費者」「課金期間」「自動更新」の定義を追加しました。

【第 5 条（提供するサービス）】

●3 項を追加：

個人プランの利用者に重大な不利益を及ぼす変更を行う場合は、相当な期間をもって事前に通知し、利用者は変更の効力発生日までに解約できることとしました。

【第 8 条（利用契約の成立）】

◎2 項を追加：

未成年者の利用申込には法定代理人の同意が必要である旨を明確化しました。

●4 項を追加：

個人プランの契約は、申込内容（プラン内容、利用料、課金期間、自動更新の有無、解約条件等）の確認・訂正の機会を経て、決済手続完了時に成立することとしました。

【第 9 条（端末台数）】

● 2 項を追加：

個人プランの利用可能端末台数等の条件は当社 Web サイトの表示によるものとし、アカウントは申込者本人のみ利用可能としました。

【第 10 条（料金および有効期間）】

●これまでの 2 項を 3 項に変更し、新たな 2 項を追加：

個人プランの利用料・課金期間は当社 Web サイトおよび「特定商取引法に基づく表記」に消費税込み総額で表示することとしました。

◎これまでの 3 項を、一部内容を変更して 4 項として追加：

変更前)

3. 支払われた料金は、理由の如何に関わらず返金しないものとします。

変更後)

4. 支払われた料金は、本規約に別段の定めがある場合または法令上返金が求められる場合を除き、返金しないものとします。

支払済み料金の返金不可の原則について、法令上返金が求められる場合を除く旨を明記しました。

●【第 10 条の 2（個人プランの支払方法および決済）】※新設

クレジットカード決済とすること、決済代行事業者を利用しカード情報は当社が保有しないこと、カード会社との紛争は利用者の責任で解決すること、決済不能時は提供停止・契約解除できることを定めました。

●【第 10 条の 3（個人プランの契約期間および自動更新）】※新設

契約期間は 1 課金期間とし、期間満了までに解約手続がない場合は同一条件で自動更新されることを定めました。

●【第 10 条の 4 (利用者による解約)】※新設

個人プランの利用者はマイページ上の手続によりいつでも解約を申し入れることができ、解約の効力は手続完了日が属する課金期間の末日に生じること、日割り返金は原則行わないことを決めました。

●【第 10 条の 5 (クーリングオフの適用除外および返金)】※新設

個人プランの申込みは特定商取引法上の通信販売に該当し、クーリングオフの適用がないこと、当社都合により契約が終了する場合は未経過期間分を日割り精算のうえ返金することを決めました。

【第 14 条 (サービス提供の停止)】

◎ 2 項を追加：

消費者である利用者の違反が軽微かつ是正可能な場合は、原則として是正の催告後でなければ提供停止を行わないこととしました(緊急時等を除く)。

【第 15 条 (サービス提供の中断、中止終了)】

● 3 項を追加：

個人プランを中止終了する場合の精算方法は第 10 条の 5 第 3 項によることを明記しました。

【第 19 条 (個人情報保護)】

●1 項に 5 号を追加：

個人情報の利用目的に「個人プランに係る決済・請求・契約管理等」を追加しました。

◎3 項を追加：

個人情報の取扱いの詳細はプライバシーポリシーによる旨を追加しました。

●【第 21 条の 2 (お問い合わせ窓口)】※新設

個人プランに関するお問い合わせ(解約の申出・苦情を含む)は当社 Web サイトに表示する窓口で受け付けることを決めました。

【第 22 条 (免責)】

◎11 項を追加：

当社に故意または重大な過失がある場合や、消費者契約法等の強行規定により無効とされる範囲には、免責規定を適用しないことを明記しました。

◎12 項を追加：

損害賠償責任を負う場合の上限額を、直近 12 か月間にお支払いいただいた利用料の総額とすることを決めました(当社に故意・重過失がある場合を除く)。

◎【第 26 条（管轄裁判所）】

変更前）

利用契約に関して生じた紛争については、東京地方裁判所をもって専属的合意 管轄裁判所とします。

変更後）

利用契約に関して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。ただし、消費者である利用者との間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の付加的合意管轄裁判所とします。

東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする一方、消費者である利用者との紛争については、東京地方裁判所を第一審の付加的合意管轄裁判所とする（利用者は自身の住所地等の裁判所にも提訴可能）よう変更しました。

ご不明点などございましたら、下記フォームよりお問合せください。

https://www.jukkou.com/form/terms_inquire.html

株式会社ロゼッタ

T-400 ユーザーサポート

フリーダイヤル: 0120-934610

E メール: cs-support@rozetta.jp

FAQ

Q. 「個人プラン」とは何ですか。既存のご契約に影響はありますか。

A. 個人のお客様が当社 Web サイトからお申込みいただき、クレジットカードでご利用料金をお支払いいただく新しいプランです。法人のお客様など、個別契約に基づき本サービスをご利用中の皆さまの既存のご契約内容に変更はありません。

Q. 改定後の規約全文はどこで確認できますか。

A. 現在の規約の URL (https://www.jukkou.com/z/download/kiyaku_UI.pdf) の内容が、2026 年 7 月 31 日に改定後の内容に切り替わります。ログイン画面下部にある利用規約のリンクも同じ URL です。そちらからもご確認いただけます。